

奈良県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、田原本町から大和都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課において縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾